

「問題行動の理解と対応」

1 問題行動についての理解

- (1) 全ての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること
 - ・一過性の逸脱行為，社会的に自立していくための試行錯誤
 - ・「まさかあの子が・・・。」 → 問題行動の予防
- (2) 幼・小・中学校で問題行動の予兆があること
 - ・安易に考えての問題の放置 → 思春期での再発
 - ・幼・小・中学校の段階で何らかのつまずきや特異な行動などの予兆
 - ・学校種間での連携（縦のつながり）が必要
- (3) 成長を促す生徒指導を進めること
 - ・自己存在感を感じたり，望ましい人間関係をつくったりする取組
 - ↓
 - ・自己指導能力の育成（児童生徒のもつ将来の可能性，潜在能力を生かすこと）

2 問題行動の早期発見

- (1) 児童生徒の発する問題行動のサイン
 - ・服装，言葉遣い，友人関係，学校生活の態度，持ち物，家庭 等
- (2) 問題行動の早期発見の方法
 - ・観察
 - ・面接
 - ・質問紙調査
 - ・教職員間の情報交換
 - ・保護者との懇談
 - ・学校種間，学校間の情報交換
 - ・関係機関，地域とのネットワークでの情報交換

3 問題行動の原因・背景

- (1) 児童生徒自身の問題
 - ・規範意識に欠ける児童生徒
 - ・自己中心的で被害者の気持ちを考えない児童生徒
 - ・思いをうまく言葉にできない児童生徒の増加（感情や思いを表現できない）
 - ・発達障害があり，周囲に受け入れられない児童生徒
- (2) 学校の問題
 - ・学校への不適応を示す児童生徒の増加「学校がつまらない」，「授業が分からない」，「成績が悪い」など
 - ・人間関係づくり，友人づくりが苦手（児童生徒は，グループ関係の中で自分の存在を確認する。）
- (3) 家庭の問題
 - ・親子関係の希薄さ
 - ・虐待が疑われるケース

4 問題行動への対応

(1) いじめ問題への対応

ア いじめとは

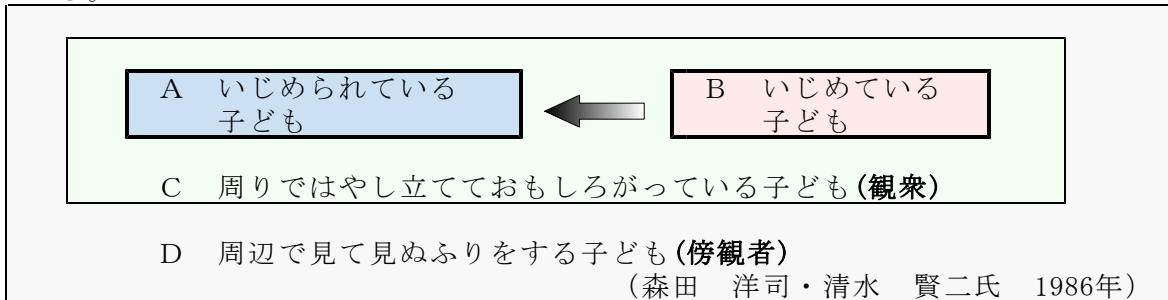
（定義）この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第二条一項」（平成25年法律第71号）より

- ※ 「いじめられている」と感じたならば、それは，“いじめ”であると判断して適切な対応を図る必要がある。
- ※ いじめは，“見えにくい構造”をもっている，“見ようとしなければ見えない”現象。
- ※ 大切なのは、いじめであるかを判断するより、いじめと疑われるもの全てに対応すること。
- ※ 日常化に潜む「荒れへの慣れ」に注意。
- ※ 子どもたちにおもねらず、外からの視点も取り入れる。

イ いじめの四層構造

“いじめ”は、いじめられている子どもといじめている子どもの関係だけでは捉えることはできない。「いじめの構造」を認識し、対応することが重要である。いじめられる個人を、意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。



- ※ AとBの関係は、立場が逆転する場合もある。
- ※ CとDの子どもも結果的にいじめを助長していることになる。
- ※ 「傍観者」はいじめに対して『促進作用』となるが、「仲裁者」は『抑止作用』となる。
- ※ 「傍観者」の中から、“いじめ”を抑止する「仲裁者」を育てることが大切。

ウ いじめの特徴

- ・被害者がいじめられている事実や悩みを訴えない。
- ・いじめの進行が急速にエスカレートする。
- ・携帯、インターネットによるいじめが増加している。



エ いじめのサイン（兆候） 学校で見られるサイン

- ・服装に汚れが目立ったり、いつもに比べて元気がなかったりする。
 - ・買物の使い走りをしている。
 - ・身体の不調を訴えて、遅刻したり、休みがちになったりする等。
- （授業スタイルブック 平成27年3月発行（茨城県教育委員会）P123からP125参照）

家庭で見られるサイン

- ・持ち物が壊れていたり、なくなったり、落書きされたりしている。
 - ・無断で家の金を持ち出す。
 - ・体調不良などを理由に、学校の行事への不参加、学校を休もうとする等。
- （授業スタイルブック 平成27年3月発行（茨城県教育委員会）P126参照）

オ いじめを許さない学級経営

「自己有用感」を育成する機会・場の工夫

- ・心の教育・・・思いやり，規範意識
- ・他者との交流の場を設定する。

いじめを生まない学級づくりに向けて

- ・規律があり，安心できる温かい教室
- ・「相談したい。」と思える信頼感のある教師
- ・思いやりと感性の豊かな教師

カ いじめ対応のポイント
早期発見・早期対応

- ・小さなサインを見逃さない。
- ・「学校で見られるサイン1・2」のチェックリストの活用
(授業スタイルブック 平成27年3月発行(茨城県教育委員会) P123からP125参照)
- ・アンケートや教育相談を取り入れた実態把握
- ・いじめ発見のルート
本人の訴え, 教職員による発見, 他からの情報提供

キ 学校におけるいじめ問題への基本姿勢

- 1 日ごろから, 子どもが発する小さなサインを見逃さないようにして, いじめの早期発見に努める。
- 2 いじめを受けている子どもに対しては, 「学校が絶対に守り通す」という姿勢で, 安心感を与える。
- 3 いじめる子どもに対しては, 「いじめは人間として絶対に許されない」ことを毅然とした態度で指導する。
- 4 「いじめ問題は, 簡単に解決しない」と認識し, 継続して十分な注意を払い, 折に触れて必要な指導を行う。
- 5 いじめは「どの学校でも, どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し, 学校における教育相談体制を充実させる。

(2) 暴力行為への対応

ア 暴力行為の形態

- ・ 対教師暴力
- ・ 児童生徒間暴力
- ・ 対人暴力
- ・ 器物損壊

イ 暴力行為対応のポイント

- ・ 児童生徒の暴力行為に対しては, その時々状況に応じて, 毅然とした対応とカウンセリング的対応を使い分けることが必要である。
- ・ 児童生徒の暴力行為への予防の留意点として, 次の3点を徹底する。

【留意点】

- ① 学校は, 児童生徒, 保護者に「暴力は許さない。」という指導方針を周知する。
- ② 担任は児童生徒の教室でのルール(約束事)を事前に決める。
- ③ 教師は児童生徒と馴れ合いになるような言葉は使用しない。



(3) 学級崩壊への対応

【学級崩壊対応のポイント】

- ① 学級崩壊とは, 個々の児童の成長や育ちを保障する学級の良質な人間関係(コミュニケーション)の崩壊である。
- ② 良質な人間関係(コミュニケーション)とは, 「安心感・安全感」「自己有用感・承認感」が体感できる人間関係(コミュニケーション)である。
- ③ 児童生徒の「教室内での勝手な行動」を「学級崩壊」(良質な人間関係の崩壊)の予兆ととらえ, その背景には, 何らかの生きにくさや不快な感情を抱えており, それらを良質なコミュニケーションで受け止めていくことは, 学級崩壊の予防・未然防止の取り組みとして機能する。
- ④ 学級崩壊への予防・未然防止の取り組みとして, 良質な人間関係(コミュニケーション)づくりの質と量を, 発達課題や学級集団の人間関係の状態等を踏

(4) 不登校への対応

ア 不登校理解の視点

(ア) 要因別の3タイプ

- ・ 心理的要因をもつタイプ（本人要因）
- ・ 教育的要因をもつタイプ（学校要因）
- ・ 福祉的要因をもつタイプ（家庭要因）

(イ) 進み方についての2つのタイプ

- ・ 急性型…何かの出来事をきっかけとして急激に不応状態に陥るタイプ
- ・ 慢性型…特に大きなきっかけが見あたらないタイプ

(ウ) 不登校の過程

- ・ 「前兆期」… ・ 不登校の始まる前 ・ 元気のなさに気付くことが大切
- ・ 「初期」… ・ 休み始めの時期 ・ 情緒的混乱，頭痛
・ 腹痛，食事・睡眠の乱れ ・ 休養が必要
- ・ 「中期」… ・ 生活リズムの安定 ・ 元気の回復 ・ 膠着状態
・ 趣味や遊びでエネルギーを蓄えることが大切
- ・ 「後期」… ・ 心身の安定 ・ 将来の自立に結び付く活動
- ・ 「社会復帰」… ・ 後期にできたことの延長 ・ 学校復帰



イ 不登校対応のポイント

(ア) 不登校への適切な対応には，全体像の把握と的確な見立て（アセスメント）が必要

(イ) 見立て（アセスメント）の視点

- ・ 要因別タイプ（心理的要因・教育的要因・福祉的要因）
- ・ 不登校の進み方（急性型・慢性型）
- ・ 不登校過程の段階（初期・中期・後期）

(ウ) 的確な見立て → 具体的対応

(5) 自殺への対応

ア 自殺の背景

(ア) 問題解決の方策をもたずに問題解決のバリエーションをもたない子

(イ) 「誰も味方はいない」「誰も助けてくれない」→ 一人で苦しみを抱え込む。

(ウ) 「理由不明」が最も多く，動機は必ずしも一様ではない。

(エ) 子どもは，悩みを同世代の仲間に打ち明ける。

イ 自殺のサイン

自殺を考えながらも，どこかで助かりたいと葛藤している。

- ・ 「自分はいない方がいい。」という言葉 ・ 思わせぶりの手紙やブログ
- ・ 無言の電話 ・ 大切なものを人にゆだねる行為
- ・ 続くうつ傾向 ・ 反対に何かふっきれたような明るさ

ウ 自殺対応のポイント

(ア) 一人で抱え込まない。

(イ) 急に生徒との関係を切らない。

(ウ) 「秘密にしてほしい。」という生徒への対応を慎重に行う。

(エ) 「孤立」のキーワードを意識して予兆（サイン）に気付くようにする。

(オ) 組織の「絆」で対応することができるよう準備が必要である。

(カ) 自殺について話し合っても，そのことが理由で危険を高めたりしない。

<TALKの原則>

Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。

Ask : 「死にたい」という気持ちやその背景にあるものについて尋ね，理解する。

Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。

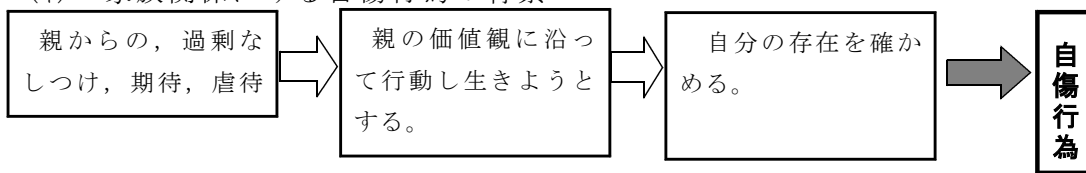
Keep safe : 安全を確保する。

※茨城県では，毎年3月に「自殺防止月間」，9月10日から16日「自殺予防週間」として自殺の未然防止に取り組んでいる。

(6) 自傷行為への対応

ア 自傷行為とは何か

- (ア) リストカットをはじめとする、自分で自分を傷つける行為
- (イ) 家族関係にみる自傷行為の背景



イ なぜ自傷行為をするのか

- (ア) 生きている実感を得る方法として
- (イ) 注意をひく方法として
- (ウ) 緊張感の解放やカタルシスを得る方法として

ウ 自傷行為対応のポイント

- (ア) 温かさと冷静さを兼ね備えた態度で接する。
- (イ) 身体的損傷への手厚いケアをする。
- (ウ) 放置するのではなく、「救いを求める叫び」（内面の訴え）を聴く。
- (エ) 絶望感を受け止めるが、自傷行為は受け入れない。
- (オ) 一時的にでも他に注意をそらす訓練をし、自尊感情を高めるよう働きかける。
- (カ) 家族、医療機関、学校の連携が不可欠である。

※ 自傷行為に軽いという認識で対応するのではなく、自殺へ至る予兆かも知れないという意識で対応する。

【配慮する点】

- ▲無視や拒否をしない。 ▲自傷行為だけをやめさせようとししない。
- ▲本人に対しては、大げさに反応しない。 ▲すぐに直そうとししない。

～参考 二次障害を引き起こさないために～

【発達障害等のある児童生徒への対応ポイント】

- ① 障害特性の把握だけでなく、個々の生徒が抱える特性の把握を大切にする。
- ② 指導の基本姿勢は、間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいこと、できるための方法を具体的に、そして、丁寧に教えていくこと。
- ③ 学習面への対応は、苦手な面と得意な面の両面から考えていくことが大切。学習意欲を高めるために、できることを認め、得意な面をうまく活用して自信をもたせる指導をしていく。学習のつまずきや困難さに対する対応は、個人の要因とともに、学習環境や関わりなどの環境の要因の両面から考えていく。
- ④ 行動面への対応は、注意や叱責により改善していくことは難しいという前提に立って対応する。適切でない行動を減らしていくために、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えていく。
- ⑤ 適切でない行動には理由がある。怒りや不安、困惑などの気持ちを受け止めることを第一に考える。起きている行動の前後関係を把握・分析し対応する。してはいけないことよりも望ましい行動に意識を向けさせる。人に危害が及ぶような危険なことや絶対にしてはいけないことにはきちんと対応する。
- ⑥ お互いを認め合う学級づくりを目指していく。
- ⑦ 二次障害の早期発見と予防的対応に心掛ける。